

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第85期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社ロイヤルホテル

【英訳名】 THE ROYAL HOTEL, LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川崎 亨

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島5丁目3番68号

【電話番号】 (06)6448 1121(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 中村 雅 昭

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島5丁目3番68号

【電話番号】 (06)6448 1121(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 中村 雅 昭

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第84期 第3四半期連結 累計期間	第85期 第3四半期連結 累計期間	第84期 第3四半期連結 会計期間	第85期 第3四半期連結 会計期間	第84期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	36,808	36,540	13,886	14,004	49,106
経常損益 (百万円)	457	256	650	892	379
四半期(当期)純損益 (百万円)	737	532	513	863	2,971
純資産額 (百万円)			34,907	32,255	32,707
総資産額 (百万円)			100,457	96,545	97,075
1株当たり純資産額 (円)			194.27	168.40	172.79
1株当たり四半期(当期)純損益 (円)	7.19	5.20	5.01	8.42	28.99
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)			3.53	5.92	
自己資本比率 (%)			34.7	33.4	33.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,767	2,330			2,963
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	925	398			1,031
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,465	1,884			2,256
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			2,065	2,411	2,365
従業員数 (名)			2,460	2,360	2,403

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第84期第3四半期連結累計期間、第85期第3四半期連結累計期間及び第84期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失のため記載しておりません。

3 印は経常損失、四半期(当期)純損失、1株当たり四半期(当期)純損失を表しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	2,360 [1,034]
---------	--------------------

(注) 1 従業員数は、就業人員数であり、嘱託及び契約の従業員数を含めております。

2 臨時従業員数は、パートタイマーの従業員数であり、〔 〕内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	1,514 [731]
---------	------------------

(注) 1 従業員数は、就業人員数であり、嘱託及び契約の従業員数を含めております。

2 臨時従業員数は、パートタイマーの従業員数であり、〔 〕内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

部門別売上実績

部門	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
	金額(百万円)	
客室	2,402	0.8
宴会	5,577	3.9
食堂	2,897	1.2
その他	3,127	1.2
合計	14,004	0.9

(注) 受注生産は行っておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間のわが国経済は、海外経済の改善や政府の国内景気対策などにより、景気は緩やかに回復しつつありますが、国内雇用・所得環境は依然として厳しく、デフレ傾向も続いており、景気の先行きに対する不透明感は払拭されない状況にあります。

また、ホテル業界におきましては、全体的に客室稼働率は回復してきたものの、ホテル間の価格競争の激化などで厳しい業務環境が依然として続いております。

かかる状況の中、当社は更なるサービスの向上と収益力アップにより競争力を強化するため、様々な取り組みを行っており、徐々にではありますが業績は改善してきております。

その結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は、前年同四半期連結会計期間と比べ118百万円増加し、14,004百万円となりました。

損益面では、営業利益は1,121百万円（前年同四半期連結会計期間比は204百万円増）、経常利益は892百万円（前年同四半期連結会計期間比は242百万円増）、四半期純利益は863百万円（前年同四半期連結会計期間比は349百万円増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ529百万円減少し96,545百万円となりました。内訳では流動資産が同718百万円増加し7,095百万円となりました。これは売掛金が増加したこと等によります。固定資産は同1,248百万円減少して89,450百万円となりました。これは有形固定資産が減少したこと等によります。

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ78百万円減少し64,290百万円となりました。これは買掛金が増加した一方、借入金が1,078百万円減少したこと等によります。

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ451百万円減少し32,255百万円となりました。これは四半期純損失の計上等によります。これにより自己資本比率は前連結会計年度末の33.7%から33.4%となり、1株当たりの純資産は、前連結会計年度末の172.79円から168.40円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動による資金の増加が、投資活動及び財務活動による資金の支出を上回ったため、第2四半期連結会計期間末と比べ744百万円増加し2,411百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の営業活動により得られた資金は、前年同四半期連結会計期間に比べ484百万円増加し1,707百万円となりました。

これは主に税金等調整前四半期純利益が増加したことによりです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の投資活動により使用した資金は、前年同四半期連結会計期間に比べ101百万円減少し117百万円となりました。

これは主に有形固定資産の取得による支出の減少によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の財務活動により使用した資金は、前年同四半期連結会計期間に比べ577百万円増加し845百万円となりました。

これは主に長期借入れによる収入の減少によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

特記事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末に計画中であった、客室インターネットLANケーブル敷設工事は、平成22年11月に完了いたしました。これに伴い、顧客サービスの向上が図られました。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
A種優先株式	300,000
計	200,300,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	102,716,515	102,716,515	大阪証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は、 1,000株でありま す。
A種優先株式	300,000	300,000		(注)
計	103,016,515	103,016,515		

(注) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A)優先配当金

当社は、A種優先株式（以下「本優先株式」という。）を有する株主（以下「本優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき、下記に定める額の剰余金（以下「本優先配当金」という。）を配当する。

但し、下記(B)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

優先配当金

イ. 本優先配当金の額は、本優先株式1株当たりの払込金額（5万円）にそれぞれの事業年度ごとに下記口で定める配当年率を乗じて算出した金額とする。但し、平成25年3月31日に終了する事業年度までの本優先配当金の支払いについては、その上限を1,000円とする。

ロ. 配当年率は、平成18年7月7日（払込期日）以降、翌年の3月31日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{配当年率} = \text{日本円TIBOR（6ヶ月物）} + 0.75\%$$

日本円TIBOR(6ヶ月物)は、平成19年3月31日までは平成18年7月7日及び同年10月1日の2時点、それ以降は、各年4月1日及びその直後の10月1日の2時点において、午前11時における日本円TIBOR(6ヶ月物)として、全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。平成18年7月7日、各年4月1日または10月1日に日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されない場合は、同日、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円LIBOR(6ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。

日本円TIBOR(6ヶ月物)又はこれに代えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。各年4月1日及び10月1日当日が銀行休業日の場合は、直前営業日に公表される数値を用いるものとする。

累積条項

ある事業年度において本優先株主又は本優先登録株式質権者に対して支払う1株当たりの期末配当金の額が本優先配当金に達しない場合においても、その差額は翌事業年度に累積しない。

非参加条項

本優先株主又は本優先登録株式質権者に対しては、本優先配当金を超えて配当を行わない。

(B)優先中間配当金

イ. 当社は中間配当を行うときは、本優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株当たりの払込金額にそれぞれの事業年度ごとに下記口で定める中間配当年率を乗じて算出した金額の2分の1に相当する金額(以下「本優先中間配当金」という。)を支払う。但し、平成25年3月31日に終了する事業年度までの本優先中間配当金の支払いについては、その上限を500円とする。

ロ. 中間配当年率は、平成18年7月7日(払込期日)以降、翌年の9月30日までの各半期事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{中間配当年率} = \text{日本円TIBOR(6ヶ月物)} + 0.75\%$$

日本円TIBOR(6ヶ月物)は、平成18年9月30日までは平成18年7月7日の時点、それ以降は、各年4月1日時点において、午前11時における日本円TIBOR(6ヶ月物)として、全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

その他の規定については、上記(A)優先配当金ロに準じるものとする。

(C)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき5万円を支払う。本優先株主又は本優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(D)単元株式数

本優先株式の単元株式数は、1,000株とする。

(E)議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(F)種類株主総会

本優先株式については、会社法第322条第1項各号の決議を要しない。

(G)議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためである。

(H)取得請求権

償還請求

本優先株主は、当社に対して、平成28年7月8日（払込期日後10年を経過した日）以後いつでも（ により取得請求をされる日を、以下「償還日」という。）、本優先株式1株につき5万円及び取得日の属する事業年度における本優先配当金額（取得日が4月1日から9月30日の場合、優先中間配当金額）に相当する額の合計額をもって、その有する本優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。

転換予約権

本優先株主は、当社に対して、下記に定める条件により、その有する本優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は当該本優先株主に対して、本優先株式を取得することと引換えに、下記に定める条件で、当社の普通株式（以下「当社普通株式」という。）を交付するものとする。

イ．本優先株式を取得することを請求することができる期間

平成25年7月8日（払込期日後7年を経過した日）から平成43年7月6日までとする。

ロ．本優先株式を取得することと引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法

(イ) 本優先株式を取得することと引換えに交付する株式の種類

当社普通株式

(ロ) 本優先株式を取得することと引換えに交付する株式の数の算定方法

本優先株式を取得することと引換えに交付する株式の数は、次の算式により算出されるものとし、本優先株式1株の取得と引換えに交付すべき当社普通株式の数は、次の算式により算出される「取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数」を本優先株主が取得請求に際して提出した本優先株式の数で除した数とする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求に際して提出した優先株式の払込金額の総額}}{\text{交付価額}}$$

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数を生じたときは、会社法第167条第3項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を交付する。

八．交付価額

(イ) 当初交付価額

当初交付価額は、346円80銭とする。

(ロ) 交付価額の修正

平成26年4月1日以降平成43年4月1日までの毎年4月1日（以下「決定日」という。）以降、交付価額は、決定日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「決定日価額」という。）に修正される（なお、上記45取引日の間に、下記（八）で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、修正後の交付価額は、下記（八）に準じて調整される）。但し、かかる算出の結果、決定日価額が当初交付価額の50%（以下「下限交付価額」という。但し、下記（八）による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の交付価額は下限交付価額とし、決定日価額が当初交付価額の200%（以下「上限交付価額」という。但し、下記（八）による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の交付価額は上限交付価額とする。

(八) 交付価額の調整

(a) 交付価額 (上記 (口) の下限交付価額及び上限交付価額を含む。) は、当社が本優先株式を発行後、次の () から () までのいずれかに該当する場合には、次の算式 (以下「交付価額調整式」という。) により調整される。但し、次の () から () が適用される時点で、下記 (c) に定める時価が存在しない場合は、時価を調整前交付価額と置き換えて交付価額調整式を適用するものとする。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{払込金額} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後交付価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

() 下記 (c) に定める時価 (上記 (a) 但書の場合は、調整前交付価額、以下同様とする。) を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合 (但し、本号 () 又は () に記載の株式、新株予約権、新株予約権付社債その他の証券の転換、交換又は行使により当社普通株式が交付される場合を除く。)

調整後交付価額は、払込期日 (募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日、以下同様とする。) の翌日以降、また、当社普通株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合には当該割当てにかかる基準日の翌日以降これを適用する。

() 当社普通株式の株式分割をする場合

調整後交付価額は、株式分割によって増加する普通株式数 (但し、株式分割の基準日において当社の有する当社普通株式にかかる増加株式数を除くものとする。) をもって新発行・処分株式数とした上で交付価額調整式を準用して算出するものとし、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

() 当社普通株式の交付を請求できる株式、新株予約権又は新株予約権付社債その他の証券を発行する場合

調整後交付価額は、発行される新株予約権若しくは新株予約権付社債又はその他証券の全てが当初の条件で転換、交換又は行使されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日 (新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日) の翌日以降これを適用する。但し、その当社普通株主に当該証券又は権利の割当てを受ける権利を与える場合には当該割当てにかかる基準日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、行使に際して交付される当社普通株式の対価が当該証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後交付価額は、当該対価の確定時点で残存する証券又は権利の全てが当該条件で行使されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

() 下記 (c) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式に交換される取得条項付株式 (但し、本号 () に該当するものを除く。) を発行する場合

調整後交付価額は、発行された取得条項付株式の全てがその時点での条件で当社普通株式に交換されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、取得事由の発生日の翌日以降これを適用する。

() 上記() 乃至() の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記() 乃至() にかかわらず、調整後交付価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本優先株式の取得に換えて当社普通株式を交付する取得請求権の行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加して交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前交付価額} - \text{調整後交付価額}}{\text{調整後交付価額}} \times \frac{\text{調整前交付価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に調整後の転換価額を乗じた金額を支払う。但し、1円未満の端数は切り捨てる。

() 上記() 及び() における対価とは、当該株式又は新株予約権の発行に際して払込みがなされた額から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

(b) 当社は、上記(八)(a)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な交付価額の調整を行うものとする。

() 合併、資本の減少又は普通株式の併合等により交付価額の調整を必要とする場合

() その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とする場合

() 交付価額を調整すべき事項が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき

(c) 交付価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後交付価額を適用する日(但し、上記(a)() の場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)又は(b)に定める交付価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記(a)又は(b)に準じて調整される。

(d) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日において有効な交付価額とする。

- (e) 交付価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日が定められている場合はその日、基準日が定められていない場合は調整後交付価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数（当該日における当社が有する当社普通株式数を除く。）とする。また、上記（ a ）（ ）の場合には、交付価額調整式で使用する新規発行・処分普通株式数は、基準日における自己株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。さらに、上記（ a ）（ ）乃至（ ）のいずれにかにより交付価額の調整を算出するにあたり（以下「現調整時」という。）、当該調整式における調整前交付価額が当社の普通株式、当社の普通株式が交付される取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債を含む。）並びに当社の普通株式が交付される取得条項付株式、取得条項付新株予約権若しくは新株予約権付社債（取得条項付新株予約権が付されているものに限る。）の交付により調整されている場合（又は当該調整が下記（ f ）但書により考慮されたものである場合）、当該調整を算出するために交付されたものとみなされた当社の普通株式数が、現調整時において実際に交付された当社の普通株式を上回る限りにおいて、当該交付価額調整式の既発行普通株式数を確定するため、現調整時において交付されていない当社の普通株式は、交付されたものとみなすものとする。
- (f) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまる時は、交付価額の調整はこれを行わない。但し、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生し、交付価額を算出する場合には、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて調整前交付価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(I) 取得条項

強制償還

当社は、いつでも当社取締役会において定める日（以下「取得日」という。）に、下記の価額をもって、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。本優先株式の一部を取得する場合は、抽選による。

平成18年7月7日から平成25年7月7日まで本優先株式1株につき

$$5 \text{ 万円} \quad \times \quad 102\%$$

平成25年7月8日以降本優先株式1株につき

$$5 \text{ 万円} \quad \times \quad \frac{\text{取得日における当社普通株式の時価} \quad \times \quad 93\%}{\text{取得日における交付価額}}$$

但し、以下に定める金額を下限とする。

$$5 \text{ 万円} \quad \times \quad (1 + \text{取得日における配当年率 (取得日が4月1日から9月30日の場合は中間配当年率)}) \quad (\text{それぞれ、2\%を下限とする。})$$

強制転換

当社は、平成43年7月6日までに取得請求が行われなかった本優先株式については、平成43年7月7日（以下「一斉取得日」という。）をもって、そのすべてを取得するものとする。

当社は、本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株式の優先株主に対して、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（但し、終値のない日数は除き、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。但し、当該平均値が、下限交付価額を下回るときは、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限交付価額で除して得られる数、又は、当該平均値が上限交付価額を上回るときは、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該上限交付価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条の規定に基づきその端数に応じた金銭を交付する。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月31日		普通株式 102,716,515 A種優先株式 300,000		18,102		14,980

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 300,000		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 249,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 102,152,000	102,152	
単元未満株式	普通株式 315,515		
発行済株式総数(普通株式)	102,716,515		
発行済株式総数(A種優先株式)	300,000		
総株主の議決権		102,152	

(注) 1 「無議決権株式」欄のA種優先株式の内容については、第4〔提出会社の状況〕1〔株式等の状況〕(1)〔株式の総数等〕〔発行済株式〕の(注)に記載しております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権3個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ロイヤルホテル	大阪市北区中之島 5丁目3番68号	249,000		249,000	0.24
計		249,000		249,000	0.24

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	180	180	180	176	175	177	168	153	150
最低(円)	176	171	171	170	171	166	143	136	138

(注) 最高・最低株価は、いずれも大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

A種優先株式

当社優先株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,413	2,367
売掛金	3,365	2,844
有価証券	19	22
原材料及び貯蔵品	636	437
その他	670	713
貸倒引当金	11	10
流動資産合計	7,095	6,376
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	100,564	100,452
減価償却累計額	58,013	56,363
建物及び構築物(純額)	42,551	44,089
土地	27,245	27,245
リース資産	1,794	1,231
減価償却累計額	119	50
リース資産(純額)	1,675	1,180
その他	8,079	8,142
減価償却累計額	6,337	6,267
その他(純額)	1,742	1,875
有形固定資産合計	73,215	74,391
無形固定資産		
	153	174
投資その他の資産		
差入保証金	15,128	15,130
その他	1,114	1,164
貸倒引当金	161	161
投資その他の資産合計	16,081	16,133
固定資産合計	89,450	90,699
資産合計	96,545	97,075

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,964	1,479
短期借入金	44,320	4,224
賞与引当金	4	85
その他	3,686	3,697
流動負債合計	49,977	9,487
固定負債		
長期借入金	672	41,848
退職給付引当金	5,588	5,488
商品券回収損引当金	140	137
その他	7,911	7,406
固定負債合計	14,312	54,880
負債合計	64,290	64,368
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,102	18,102
資本剰余金	14,980	14,980
利益剰余金	3,043	2,511
自己株式	52	51
株主資本合計	29,985	30,519
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3	1
繰延ヘッジ損益	105	186
土地再評価差額金	2,371	2,371
評価・換算差額等合計	2,269	2,187
純資産合計	32,255	32,707
負債純資産合計	96,545	97,075

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	36,808	36,540
売上原価	10,196	10,134
売上総利益	26,612	26,405
販売費及び一般管理費		
水道光熱費	1,934	2,088
人件費	12,433	12,201
諸経費	11,947	11,688
販売費及び一般管理費合計	26,314	25,978
営業利益	297	427
営業外収益		
受取利息	8	7
受取配当金	1	2
債務勘定整理益	20	20
その他	43	53
営業外収益合計	74	84
営業外費用		
支払利息	773	730
その他	56	36
営業外費用合計	830	767
経常損失()	457	256
特別利益		
建設協力金受入額	16	-
補助金収入	9	-
特別利益合計	26	-
特別損失		
リース解約損	178	138
固定資産除却損	92	48
環境対策費	-	35
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	18
固定資産圧縮損	9	-
貸倒引当金繰入額	6	-
投資有価証券評価損	1	-
特別損失合計	288	240
税金等調整前四半期純損失()	720	497
法人税、住民税及び事業税	16	20
法人税等調整額	-	14
法人税等合計	16	35
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	532
四半期純損失()	737	532

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	13,886	14,004
売上原価	4,017	4,082
売上総利益	9,868	9,922
販売費及び一般管理費		
水道光熱費	585	631
人件費	4,250	4,139
諸経費	4,115	4,030
販売費及び一般管理費合計	8,952	8,801
営業利益	916	1,121
営業外収益		
受取利息	3	2
受取配当金	0	0
債務勘定整理益	6	8
その他	9	10
営業外収益合計	20	22
営業外費用		
支払利息	262	240
その他	23	9
営業外費用合計	286	250
経常利益	650	892
特別損失		
固定資産除却損	7	26
リース解約損	123	-
特別損失合計	130	26
税金等調整前四半期純利益	519	866
法人税、住民税及び事業税	5	3
法人税等調整額	-	0
法人税等合計	5	2
少数株主損益調整前四半期純利益	-	863
四半期純利益	513	863

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	720	497
減価償却費	2,182	2,063
退職給付引当金の増減額(は減少)	179	99
固定資産除却損	92	48
環境対策費	-	35
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	18
受取利息及び受取配当金	10	9
支払利息	773	730
売上債権の増減額(は増加)	515	520
原材料及び貯蔵品の増減額(は増加)	161	198
仕入債務の増減額(は減少)	415	485
前受金の増減額(は減少)	232	194
その他	189	319
小計	1,812	2,379
法人税等の支払額	44	48
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,767	2,330
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	889	366
有形固定資産の売却による収入	60	-
投資有価証券の取得による支出	35	20
投資有価証券の売却及び償還による収入	-	23
貸付けによる支出	85	81
貸付金の回収による収入	94	88
利息及び配当金の受取額	11	11
その他	82	52
投資活動によるキャッシュ・フロー	925	398
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	779	1,164
長期借入れによる収入	770	-
長期借入金の返済による支出	2,227	2,242
利息の支払額	763	739
その他	22	66
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,465	1,884
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	623	46
現金及び現金同等物の期首残高	2,688	2,365
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,065	2,411

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

2. 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は3百万円減少、経常損失は3百万円増加、税金等調整前四半期純損失は21百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は58百万円であります。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結貸借対照表関係) 前第3四半期連結会計期間において区分掲記しておりました流動負債の「未払法人税等」(当第3四半期連結会計期間68百万円)は、当第3四半期連結会計期間において重要性が減少したため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定しています。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)	
人件費及び諸経費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。		人件費及び諸経費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	
人件費	給与手当等 8,937百万円	人件費	給与手当等 8,692百万円
	賞与引当金繰入額 5百万円		賞与引当金繰入額 4百万円
	退職給付費用 788百万円		退職給付費用 770百万円
	福利厚生費 1,233百万円		福利厚生費 1,228百万円
	業務委託費 1,389百万円		業務委託費 1,437百万円
諸経費	借室料・借地料 3,005百万円	諸経費	借室料・借地料 2,981百万円
	減価償却費 2,182百万円		減価償却費 2,063百万円
	貸倒引当金繰入額 4百万円		貸倒引当金繰入額 5百万円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)	
人件費及び諸経費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。		人件費及び諸経費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	
人件費	給与手当等 3,052百万円	人件費	給与手当等 2,947百万円
	賞与引当金繰入額 5百万円		賞与引当金繰入額 4百万円
	退職給付費用 261百万円		退職給付費用 256百万円
	福利厚生費 416百万円		福利厚生費 406百万円
	業務委託費 488百万円		業務委託費 503百万円
諸経費	借室料・借地料 1,013百万円	諸経費	借室料・借地料 995百万円
	減価償却費 737百万円		減価償却費 690百万円
	貸倒引当金繰入額 2百万円		貸倒引当金繰入額 5百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 2,067百万円	現金及び預金 2,413百万円
預入期間が3か月を超える 2百万円	預入期間が3か月を超える 2百万円
定期預金	定期預金
現金及び現金同等物 2,065百万円	現金及び現金同等物 2,411百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	102,716
A種優先株式(千株)	300

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	249

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

事業の種類として「ホテル事業」及び「その他の事業」に区分しておりますが、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める「ホテル事業」の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

在外子会社がないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

当社グループは、内外顧客の宿泊・料理飲食・貸席等を中心とするホテル経営及びホテル附帯業務を事業内容としております。商品やサービスの内容、商品の販売方法、サービスの提供方法、販売市場が類似しており、経営資源の配分の決定及び業績評価は当社グループ全体で行っていること等から判断して、事業セグメントが単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、第1四半期連結会計期間の期首と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	168.40円	1株当たり純資産額	172.79円
1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
純資産の部の合計額	32,255百万円	純資産の部の合計額	32,707百万円
純資産の部の合計額から 控除する金額	15,000百万円	純資産の部の合計額から 控除する金額	15,000百万円
普通株式に係る純資産額	17,255百万円	普通株式に係る純資産額	17,707百万円
1株当たり純資産額の算定に 用いられる期末の普通株式の数	102,466千株	1株当たり純資産額の算定に 用いられる期末の普通株式の数	102,476千株
なお、純資産の部の合計額から控除する金額の内訳は、A種優先株式に係る純資産額であります。		なお、純資産の部の合計額から控除する金額の内訳は、A種優先株式に係る純資産額であります。	

2 1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純損失	7.19円	1株当たり四半期純損失	5.20円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。	
1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
四半期連結損益計算書上の四半期 純損失	737百万円	四半期連結損益計算書上の四半期 純損失	532百万円
普通株主に帰属しない金額	百万円	普通株主に帰属しない金額	百万円
普通株式に係る四半期純損失	737百万円	普通株式に係る四半期純損失	532百万円
普通株式の期中平均株式数	102,476千株	普通株式の期中平均株式数	102,472千株

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
(1) 1株当たり四半期純利益	5.01円	(1) 1株当たり四半期純利益	8.42円
(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	3.53円	(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	5.92円
1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
四半期連結損益計算書上の四半期純利益	513百万円	四半期連結損益計算書上の四半期純利益	863百万円
普通株主に帰属しない金額	百万円	普通株主に帰属しない金額	百万円
普通株式に係る四半期純利益	513百万円	普通株式に係る四半期純利益	863百万円
普通株式の期中平均株式数	102,475千株	普通株式の期中平均株式数	102,470千株
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
四半期連結損益計算書上の四半期純利益	513百万円	四半期連結損益計算書上の四半期純利益	863百万円
普通株主に帰属しない金額	百万円	普通株主に帰属しない金額	百万円
普通株式に係る四半期純利益	513百万円	普通株式に係る四半期純利益	863百万円
普通株式の期中平均株式数	102,475千株	普通株式の期中平均株式数	102,470千株
普通株主に転換した場合の優先株式の期中平均株式数	43,252千株	普通株主に転換した場合の優先株式の期中平均株式数	43,252千株
潜在株式調整後普通株式の期中平均株式数	145,728千株	潜在株式調整後普通株式の期中平均株式数	145,722千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

株式会社ロイヤルホテル

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡 沼 照 夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 野 勇 人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 順 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ロイヤルホテルの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ロイヤルホテル及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

株式会社ロイヤルホテル
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 沼 照 夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 野 勇 人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 順 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ロイヤルホテルの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ロイヤルホテル及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。